北海道新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（個別接種促進のための支援）

医療機関向けＱ＆Ａ　2023/03/30 版

診療所・病院共通

Ｑ．個別接種の支援金は、いつ、どこに請求すればよいのか。

Ａ．第１０期（令和４年１２月４日～令和５年２月４日）及び第１１期（令和５年２月５日～令和５年３月３１日）の実績に係る支援金については令和５年４月１日～令和５年６月１０日（必着）の間に北海道が指定する様式で申請をお願いします。なお、申請書類は、北海道が給付事務を委託している国民健康保険団体連合会に郵送願います。

【申請書の郵送先】
〒060-0062　札幌市中央区南２条西１４丁目
北海道国民健康保険団体連合会　予防接種対策本部
※令和５年４月１日より、国保連合会の担当部署名が、「コロナウイルス対策本部」から「予防接種対策本部」に名称変更になります。

詳細は北海道のホームページに掲載している実施要領とパンフレットを参照願います。

Ｑ．申請期間を過ぎたものは、受付してもらえますか。

Ａ．第 1～５期（令和３年度分）の申請受付は終了しました。第６期以降を未申請の場合は北海道庁ワクチン等予防対策班までご相談ください。ただし、令和５年６月１０日までに提出がないものについては、支払ができませんのでご注意ください。

Ｑ．厚生労働省のホームページからダウンロードした申請様式があるが、この様式はどのように使うのか。

Ａ．北海道が行っている支援事業（個別接種のための支援）は、北海道独自の申請様式を用意しておりますので、厚生労働省の様式は必要ありません。

Ｑ．時間外の接種に対する加算（730 円/回）及び休日の接種に対する加算（2,130 円/回）は、どのように請求すれば良いか。

Ａ．時間外・休日の接種に対する加算については、各市町村の窓口にご確認願います。

Ｑ．個別接種支援金の申請の際に、申請書の他に証拠書類が必要か。

Ａ．接種回数については、こちらでＶＲＳデータと照合するため、証拠書類は必要ありません。

病院において特別な接種体制を確保した場合は、「勤務時間報告書（別記様式４）」と「証拠書類（シフト表など）」を提出していただくことになります。

Ｑ．大規模接種会場や職域接種での実績も、支援金の週 100 回以上や 1 日 50 回以上の接種にカウントしても良いか。

Ａ．個別接種のみが対象になるので、大規模接種や職域接種（中小企業、大学、専門学校等と連携し医療機関内で実施した職域接種は除く。（別記様式３参照））の回数はカウントできません。

Ｑ．当院では巡回診療を行っているが、巡回先での接種も、支援金の週 100 回以上や 1 日 50 回以上の接種にカウントしても良いか。

Ａ．自院の業務として接種を行っていればカウントできます。ただし、巡回先で診療所開設を行っている場合は、別の医療機関として取り扱うことになります。

Ｑ．申請書のワクチン接種回数等実績報告（別記様式１）及び勤務時間報告書（別記様式４）には、支援金の対象とならない情報も入力する必要があるのか。

Ａ．道の申請様式（別記様式１：エクセル表）を使用した場合には、入力した実績に基づき支援金の額が自動計算されます。
なお、支援金の対象外となること等により申請者が不要と判断した情報については、入力する必要はありません。

Ｑ．予診のみ（接種はしていない）の場合を接種回数に算入して良いか。

Ａ．接種回数により算定するため、予診のみの場合は算入できません。

Ｑ．接種回数の中に医療従事者や介護従事者の実績を含めても良いですか。

Ａ．個別接種の範囲内で従事者に接種している場合は、個別接種の対象となります。

Ｑ．個別接種と条件を満たした職域接種の両方を行っている場合、申請書は医療機関コードと類似コードの両方を作成しますか。

Ａ．類似コードではなく医療機関コードで記入するため、両方をまとめて記入してください。

Ｑ．自治体職員が病院の人員として作業した場合は、対象になりますか。

Ａ．病院職員として発令を受けている場合は、特別な体制の中の事務員と同様対象とできると考えますが、単なる応援職員では難しいです。

Ｑ．別記様式３に記載のある職域接種は、具体的にどのような接種になりますか。

Ａ．商工会議所などの複数企業で構成される団体と共同実施した職域接種や大学等（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）で所属の学生も対象とした職域接種が考えられます。大学等の職域接種では、地域貢献の条件がありますので、大学等に条件確認をしてください。

Ｑ．証拠書類は、どのような記載があれば認められますか。

Ａ．ワクチン接種の時間等が記載されたホームページや広報、防災無線等で周知した資料写し、出勤簿・シフト表等で特別な体制の確認ができるよう提出をお願いします。

Ｑ．４週以上は連続した４週間でなければいかないのか。

Ａ．連続している必要はありません。

Ｑ．８期に３週達成し、９期に１週達成した場合は、給付の対象となるか。

Ａ．なりません。この給付金は第８期から第９期のそれぞれの期間で４週以上を満たしているかを判定しますので、期をまたいで４週以上であっても給付の対象とはなりません。

病院用

Ｑ．個別接種で特別な接種体制を確保した場合における支援金の「看護師等」には、事務員も含まれるか。

Ａ．「看護師等」には看護師、歯科医師、薬剤師、検査技師、事務員など、特別な体制で接種業務に従事した方全員が含まれます。

Ｑ．個別接種での「特別な接種体制を確保」というのは、どのような場合か。新たに人を雇った場合か。

Ａ．通常診療とは別に、接種のために人員を配置した場合です。病院自体を増員していなくても、接種のために他部署から応援を呼んだり、シフト変更、時間外勤務などを行った場合も対象になります。

Ｑ．特別な接種体制を確保した場合の証拠書類（自由様式）が必要となっているが、シフト表を作成していない場合には新たに作成する必要があるのか。

Ａ．シフト表を新たに作成していただく必要はありません。
あくまでも既存の資料を証拠書類として提出いただく趣旨ですので、特別な体制を確保して実施していることが分かるホームページの写しや、従事した職員の出退勤のわかる資料などを添付願います。

診療所用

Ｑ．診療所で週 100 回以上の接種を３週、週 150 回以上の接種を１週実施したが、それぞれ４週に達していないので給付金の対象にならないのか。

Ａ．150 回以上の週は 100 回以上の週と見なすことが可能ですので、週 100 回以上の接種を４週実施したとして 2000 円/回の支援金が受けられます。
同様に、
・100 回以上３週＋150 回以上５週の場合は、100 回以上４週・150 回以上４週として申請できます。
・100 回以上４週＋150 回以上２週の場合は、100 回以上６週として申請できます。
・100 回以上１週＋150 回以上３週の場合は、100 回以上４週として申請できます。

Ｑ．診療所で週 100 回以上の接種を４週やったが、その４週以外に 70 回の接種をした週があった。この週の接種は 2000 円/回の対象にならないのか。

Ａ．2000 円/回の対象にはなりません。
ただし、その他の週で１日 50 回以上の接種を行っている日があれば、10 万円/日の支援金の対象になります。

【第９期以降（令和４年 10 月２日～）の追加要件について】

診療所・病院共通

Ｑ．本支援における時間外、夜間及び休日の定義はどのようなものか。

Ａ．時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間
夜　間：１８時以降（医療機関の診療時間に関わらない）
休　日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日。なお、１月２日及び３日並びに１２月２９日、３０日及び３１日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）
ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。
なお、新型コロナワクチン接種費等の時間外・休日とは違いますのでご留意ください。

Ｑ．「少なくとも１日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること」の「接種体制を用意」とはどのようなものか。

Ａ．「接種体制を用意」とは、時間外、夜間または休日において接種を希望する者に接種を行える体制を取っていたことをいいます。キャンセル等により、実際に接種を行わなかった場合も、接種体制を用意していたのであれば要件を満たします。なお、「接種体制を用意」には、自院で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含みます。ただし、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上はできません。

Ｑ．接種体制の用意をしていたが、キャンセルや予約がなかった場合も時間外、夜間及び休日の要件を満たしますか。

Ａ．キャンセルや予約がなかった場合も接種体制を用意したとして差し支えありません。

Ｑ．週に 100 回以上、150 回以上、1 日 50 回以上の接種数は、時間外、夜間または休日に行った接種のみを計上するのか。

Ａ．支援の要件となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）を計上して差し支えありません。

Ｑ．医療機関の標榜する診療時間は、保健所や厚生局などに届出している時間を記載したらよいか。また、看板やホームページ等で提示している時間が届出している時間と違う場合、どちらを記載したらよいか。

Ａ．医療機関の標榜する診療時間は、保健所や厚生局などに届出している時間としてください。

Ｑ．診療科ごとに標榜する診療時間が違う場合、ワクチン接種を行う診療科の標榜時間を適用して時間外の判断をするのか。それとも病院全体の標榜時間で判断をするのか。

Ａ．個別の診療科ではなく、病院全体の標榜時間によりご判断ください。

Ｑ．標榜時間を「月～金　9：00～17：00」と保健所に届出しています。例えば、月曜日にワクチン接種のために午後の通常診療を休診した場合、時間外に「接種体制を用意」したと考えてもよいか。

Ａ．標榜している診療時間以外にワクチン接種の体制を用意した場合が「時間外」に該当します。通常診療を休診して行ったワクチン接種は、「時間外」に該当しません。

病院用

Ｑ．病院が特別な接種体制を確保し、50 回以上／日の接種を週 1 日以上、4 週間以上行った場合の支援については、時間外、夜間または休日にかかる接種体制の要件は求められないのか。

Ａ．本支援については、令和 4 年 10 月以降においても、令和 4 年 9 月までの要件同様、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していなくても支援の対象となります。

Ｑ．コロナワクチンとインフルエンザワクチンを同時に接種できる体制をとった場合、特別な体制確保に該当しますか。

Ａ．「特別な体制」においても、「時間外、夜間または休日」においても、コロナワクチンの接種ができる体制を用意していれば、インフルエンザワクチンも同時に実施できる体制であっても構いません。ただし、コロナワクチンの体制構築に対する支援なので、インフルエンザワクチン接種のための医師・看護師等は本支援の対象外になります。コロナワクチンとインフルエンザワクチンで医師・看護師等の切り分けをしてください。